

## 社会福祉法人久御山福祉会理事及び監事並びに評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人久御山福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第2条 理事及び監事は、無報酬とする。また、評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

### (費用)

第3条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。  
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

### (補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。